
*
* 令和 7 年度 第 4 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第4回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年7月11日 午後 3時30分 招集
2. 令和7年7月11日 午後 3時30分 開会
3. 令和7年7月11日 午後 4時52分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	欠	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	出	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	欠			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 課長補佐	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎 村 上 彰 宏				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件	許 可
		第14号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第15号	農用地利用集積等促進計画の決定について	5件	決 定
		第16号	農用地利用集積等促進計画策定の要請について	3件	決 定
		第17号	高粱農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第18号	有漢農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第19号	成羽農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第20号	川上農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第21号	備中農業振興地域整備計画の変更について		適 当
8		署 名 委 員			
			17番 瀬戸川 伸行		
			2番 三村 憲市		
9		議 事 の 内 容			
		令和7年度 第4回高粱市農業委員会総会会議録			
		令和7年7月11日（金） 高粱市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 7 年度第 4 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。17 番瀬戸川委員と 2 番三村委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。18 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 13 号 18 番朗読説明 － 18 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 500 m²です。譲受人の通作距離は、30 m 以内、耕作面積は 638 m²、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人に耕作の意志がなく、近所に住む譲受人との話し合いで無償で譲渡することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 7 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 前崎委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現地は水稻を作付けされている状態でした。問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。18 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、18 番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、19 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 13 号 19 番朗読説明 － 19 番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、2 筆 1,609 m²です。畑については 7 筆 5,411 m²であり、合計 9 筆で 7,020 m²です。譲受人の通作距離は、100 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書をいただいております。家族 5 人中耕作人は 5 人、対価は 10 アール当り 5 万 9 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 7 月 8 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	既に譲受人の方がトマト等の野菜や水稻を作付けされていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。19 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１９番については許可とすることに決定しました。 次に、２０番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１３号２０番朗読説明 － ２０番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑２筆１，６８４㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は５，３５４㎡、家族３人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人と譲受人との話し合いで、譲渡人の土地、建物を譲受人が譲り受けることになり、その内農地については無償での取り引きとしたことにより、取得・譲渡理由は贈与としております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については６月９日に別件と同時に現地調査を実施しており、今議案を受けての現地調査を行っておりません。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中曽委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲渡人所有の家屋は数十年空き家の状態でこの度売買することとなりました。畑は梅等を植えられていて、果樹園となっていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２０番については許可とすることに決定しました。 次に、２１番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１３号２１番朗読説明 － ２１番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、４筆４，９０８㎡です。畑については、３筆５，６５１㎡であり、合計７筆で１０，５５９㎡です。譲受人の通作距離は、４０ｍ以内、耕作面積は１０，５５９㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については７月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 綺麗に管理されており、相続による所有権移転なので特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２１番については許可とすることに決定しました。 次に、２２番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１３号２２番朗読説明 －
中藤局長	２２番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、７筆３，３３６㎡です。畑については、１筆２６４㎡で、合計８筆で３，６００㎡です。譲受人の通作距離は、５０km以内、耕作面積は７，８９２㎡、家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	現地はよく管理されていて、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、２２番については許可とすることに決定しました。 次に、２３番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１３号２３番朗読説明 －
中藤局長	２３番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、６筆７，２１５㎡です。畑については、６筆２，９７２㎡であり、合計１２筆で１０，１８７㎡です。譲受人の通作距離は、２００km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が譲渡人から土地・建物を取得し、農地については無償での取り引きとなっております。営農につきましては、現住所に住みながら、購入した空き家を拠点として、週３日程度自家用車で通作して水稻、サツマイモ、レモン、ゆずを栽培する計画です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
惣田委員	一部は荒れていましたが、大半は綺麗な状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
瀬戸川委員	通作距離が長いですが、空き家に住むわけではないのですか。
中藤局長	拠点として空き家を使う予定ですが、県外から通作される予定であるため、通作距離は県外の自宅からの距離を示しております。

議 長 惣田委員	町内会で話したことはありますか。 今のところ話したことはありません。
議 長	他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２３番については許可とすることに決定しました。 次に、２４番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１３号２４番朗読説明 － ２４番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆６７５㎡です。譲受人の通作距離は、１km以内、耕作面積は１３，１９０㎡、家族３人中耕作人は３人、対価は１０アール当り４０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については７月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野貫治委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	申請地はすぐにでも耕作できる状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２４番については許可とすることに決定しました。 次に、２５番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１３号２５番朗読説明 － ２５番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆２２４㎡です。譲受人の通作距離は、１０m以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出いただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り２万２千円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離は備考欄に記載している住所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については７月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 福武委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は綺麗に管理されていて、問題ないと思います。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２５番については許可とすることに決定しました。 次に、２６番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１３号２６番朗読説明 － ２６番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆６５７㎡です。譲受人の通作距離は、１km以内、耕作面積は２１，８７２㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当たり１５万２千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については７月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	申請農地は田植えもされている状態で管理されていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２６番については許可とすることに決定しました。 農業委員会会議規則第１８条の規定により、綱島委員の除斥を求めます。 (綱島委員退席)
議 長	次に、２７番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第１３号２７番朗読説明 － ２７番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田３筆１，０９７㎡です。譲受人の通作距離は、５００m以内、耕作面積は１４，９４１㎡、家族４人中耕作人は４人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が高齢かつ遠方で耕作できないため、両者の話し合いにより、無償で所有権移転することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については７月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地の状況は私から報告させていただきます。現地は譲受人の自宅から近い農地でしたが、荒れている様子でした。現地の状況は、ただ今の報告のとおりで。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。２７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２７番については許可とすることに決定しました。 綱島委員の除斥を解きます。
議 長	(綱島委員着席)
中藤局長	次に、「議案第１４号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。７番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１４号７番朗読説明 － ７番は、転用者が申請農地を墓地に転用する案件です。申請農地は、畑１筆１９㎡です。この農地の農地区分は２種農地であり、施設の概要としては、墓地１９㎡です。資金については、自己資金１０３万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、７月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１５ページから１６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田平委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	他の農地に影響ないところで問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、７番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第１５号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から５番について説明をお願いします。 それでは、３ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和７年８月９日、利用権の設定を受ける者は３名、利用権の設定をする者は５名、利用権の設定をする件数は５件、利用権設定面積は１７、１４９㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長 三村委員 藤代書記	－ 議案書にもとづいて、１番から５番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、１番から５番について発言をお願いします。
議 長	２番、３番の賃借料について、１０ａあたりでしょうか、全筆あたりでしょうか。 全筆あたりの金額となります。
議 長	他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１番から５番について採決を採ります。１番から５番について決定とすることに賛成の委員の挙手を

議 長	求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、1 番から 5 番については決定しました。 続きまして、「議案第 1 6 号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1 番から 3 番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、4 ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和 7 年 8 月 9 日、利用権の設定を受ける者は 3 名、利用権の設定をする者は 3 名、利用権の設定をする件数は 3 件、利用権設定面積は 6, 2 3 4 m²となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長 田平委員 藤代書記 議 長	— 議案書にもとづいて、1 番から 3 番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 — それでは、1 番から 3 番について発言をお願いします。 3 番の賃借料について、1 0 a あたりでしょうか、全筆あたりでしょうか。 全筆あたりの金額となります。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1 番から 3 番について採決を採ります。1 番から 3 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1 番から 3 番については決定しました。 続きまして、「議案第 1 7 号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1 番から 4 番について説明をお願いします。
藤代書記	— 議案第 1 7 号朗読説明 — 議案第 1 7 号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案 1 6 ページをご覧ください。農用地区域の編入 4 件の申し出があります。 変更事由は 1 番から 4 番全てが中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。 1 番について説明します。土地は、畑 2 筆 2, 2 2 4 m²です。2 1 ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 次に、2 番について説明します。土地は、田 2 筆 2, 5 9 5 m²です。2 2 ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 次に、3 番について説明します。土地は、田 1 筆 1, 5 8 1 m²です。2 3 ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 次に、4 番について説明します。土地は、田 1 筆 1, 4 9 7 m²です。2 3 ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。
議 長	それでは、1 番から 4 番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。1番から4番について採決を採ります。1番から4番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1番から4番については適当であると答申することに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第18号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。
	－ 議案第18号朗読説明 －
	議案第18号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案17ページをご覧ください。農用地区域の編入1件の申し出があります。
	1番について説明します。変更事由ですが、当該農地は農地耕作条件改善事業により、ほ場整備し、担い手への農地集積を推進するとともに生産効率を向上させるため、農用地区域に編入するものです。申出農地は、畑2筆940㎡です。24ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。
議 長	それでは、1番について発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第19号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。
	－ 議案第19号朗読説明 －
	議案第19号 成羽農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案18ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。
	1番について説明します。変更事由ですが、既存の資材置場が不足し近隣地で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく既存資材置場の隣地である対象地を選択し、整備拡張するものです。申出地は東側：既存資材置場、西側：田、南側：田、北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田3筆778㎡です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場の造成で、事業計画の時期は令和7年12月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和7年6月17日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。25ページに位置図と公図、26ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。
議 長	それでは、1番について発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めま

議 長	す。 (挙手全員) 挙手全員ですので、１番については適当であると答申することに決定しました。 続きまして、「議案第２０号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、１番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案第２０号朗読説明 － 議案第２０号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案１９ページをご覧ください。農用地区域の除外１件の申し出があります。 １番について説明します。変更事由ですが、墓参道を整備した後に当該申請地が農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は、東側：既存墓地、西側：雑種地、南側：畑、北側：道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑１筆９７２㎡のうち１２２㎡です。転用目的は、墓参道の設置で、事業計画の時期は、令和６年１１月で実施済みです。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から６号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和７年６月１７日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。２７ページに位置図と公図、２８ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に墓参道の整備が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。
議 長	それでは、１番について発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。１番について採決を採ります。１番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１番については適当であると答申することに決定しました。 続きまして、「議案第２１号 備中農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、１番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案第２１号朗読説明 － 議案第２１号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案２０ページをご覧ください。農用地区域の編入３件の申し出があります。 変更事由は１番から３番全てが中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。 １番について説明します。土地は、畑３筆１，６２０㎡です。２９ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 次に、２番について説明します。土地は、畑１筆８６７㎡です。３０ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。 次に、３番について説明します。土地は、畑２筆７，１８３㎡のうち２，３４５㎡です。３１ページに位置図、周辺の農用地区

議 長
瀬戸川委員
村上課長補佐
議 長

議 長

議 長

域の状況を掲載しています。

それでは、1番から3番について発言をお願いします。

1番の編入理由が中山間地域等直接支払制度へ取組まれるとのことですが、申請自体はされているのでしょうか。

編入理由を含め、確認してあらためて報告させていただきます。

他に発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員ですので、1番から3番については適当であると答申することに決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第4回総会を閉会します。

令和7年7月11日

会 長 土 岐 康 夫

17番 瀬 戸 川 伸 行

2番 三 村 憲 市